

●.....行政相談月間のお知らせ.....●

～9月から10月は「行政相談月間」です～

総務省では、行政相談制度について、広く国民に理解され利用していただけるよう、毎年9月から10月の2か月間を「行政相談月間」と定めております。

国や地方自治体など、行政への苦情・要望等がありましたら、お気軽に行政相談委員にご相談ください。

なお、相談をご希望される場合は、電話で事前予約を行ってください。

☆陸別町の行政相談委員

小 栗 幹 夫 委員（共栄第2）

TEL：090-7658-3197

（行政相談委員は、陸別町の推薦を受け、総務大臣が委嘱しています。）

お問い合わせは、役場町民課広報広聴・統計担当（TEL 27-2141 内線116）まで